

議案第 123 号

飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

返還の要件を明文化するための改正

## 飛驒市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

飛驒市看護師等修学資金貸与条例（平成24年飛驒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第3条第2項に定める条件を満たすことができなくなった場合

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市看護師等修学資金貸与条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～8条 略 (返還及び返還方法)</p> <p>第9条 修学生は、次の各号のいずれかに至った日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた月数に2を乗じた月数内に、貸与された修学資金の全部又は一部を一括、年賦、半年賦及び月賦のいずれかの方法により返還しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>—</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～8条 略 (返還及び返還方法)</p> <p>第9条 修学生は、次の各号のいずれかに至った日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた月数に2を乗じた月数内に、貸与された修学資金の全部又は一部を一括、年賦、半年賦及び月賦のいずれかの方法により返還しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 第3条第2項に定める条件を満たすことができなくなった場合</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	返還の要件を明文化するための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨及び内容】</b></p> <p>当該制度は、卒業後42月以内に市内医療・福祉機関等に就職した場合に、その勤務年限に応じて返還を免除できる仕組みであるが、現行条例では、当該期限内に就職しなかった場合に貸与資金の全額を返還しなければならないことが不明瞭である。そのため、当該期限内に就職しなかった場合について明文化することで容易に制度が理解できるよう改正するもの。</p> <p style="text-align: right;">(第9条関係)</p>
市民への影響等	特になし
施行日	公布の日
備考	